

出先機関の「丸ごと」移譲の実現に向けて

H23. 10. 7
九州地方知事会長
広瀬 勝貞

「国の出先機関の原則廃止」は政府の決定事項であり、地方もこれを信頼して具体的な検討を進めてきた。

- 民主党政権は、地域主権改革を一丁目一番地に掲げ、昨年6月に「地域主権戦略大綱」を閣議決定した。その中で「住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにする」という地域主権の理念とあわせて、「国の出先機関の原則廃止」が明記された。
- 「国の出先機関の原則廃止」という政府の方針を受け、地理的一体性を有し、従来から都道府県間の「政策連合」の取組により連携を深めていた九州地方知事会では、都道府県の区域を超える広域的実施体制の検討を行った。その結果、昨年10月に、ブロック単位の出先機関の事務・権限・人員・財源等について「丸ごと」移譲を受けるための組織として、「九州広域行政機構（仮称）」の設立を目指すこととした。
- 昨年12月には、「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」が閣議決定され、「出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進するための広域的実施体制の枠組みづくりのため、所要の法整備を行う」こと、あわせて、「出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けようとする具体的意思を有する地域との間で、十分な協議、調整を行う」ことが明記された。
- このように、「アクション・プラン」は、九州地方知事会や関西広域連合の動きを念頭に置いた上で、閣議決定されたものである。
- その後、これまでのアクション・プラン推進委員会の場において、「九州広域行政機構（仮称）」の考え方を説明してきた。

「広域的实施体制の基本的枠組みに係る検討課題」は、既に「広域行政機構法（仮称）の骨子（案）」において示されている。

- 九州地方知事会では、地方に受け皿がないことを理由に国が出先機関からの権限移譲を拒む従来の状況を打破し、九州地域の活性化と住民福祉の向上を第一に、分権型社会確立に向けた突破口を開く覚悟を持って、出先機関の事務・権限・人員・財源等を「丸ごと」受け取るという提案をしたものである。
- この提案は、従来のように事務の仕分けに徒に時間を費やすことのないよう、「丸ごと」移譲を基本とすることとしたものであり、この考え方は、「アクション・プラン」に採り入れられたものと考えている。
- また、出先機関の事務・権限・人員・財源等について「丸ごと」移譲を受けるためには、新たな制度が必要と考えられることから、「広域行政機構法（仮称）骨子（案）」を前々回のアクション・プラン推進委員会に示し、そのポイント（別紙）を前回の推進委員会で説明している。
- この中で、ガバナンスの仕組みや財源措置のあり方など、広域的实施体制の基本的枠組みについての検討課題は示されている。また、国との関係については、住民サービスの水準を確保することを前提に、非常時などに国と地方が連携して迅速に対処する仕組みが必要であることを指摘した。検討を前進させるため、今後、速やかに、これらの課題についての政府の考え方を示すべきである。

「丸ごと」移譲に向け、政治のリーダーシップを。

- 「アクション・プラン」では、平成24年の通常国会に法案を提出することとされ、また、前回の推進委員会で示されたスケジュールでは、9月中に広域的实施体制の「枠組みの決定」、「移譲対象出先機関決定に向けての中間とりまとめ」を行うこととされていた。
- 既に検討作業に遅れが生じている状況ではあるが、スケジュールどおりの法案提出と「丸ごと」移譲の実現に向け、あらためて政治のリーダーシップをお願いしたい。

「広域行政機構法（仮称）骨子（案）」（H23.2.17）のポイント

H23.7.1 九州地方知事会

1 国のブロック単位の出先機関を「丸ごと」移譲する。

- 「丸ごと」移譲とすることで、現在の出先機関の事務、権限、組織、財源をそのまま活用。
- これにより、各出先機関の組織（有機体）としての機能を損なわず、住民ニーズに迅速かつ効果的に対応。
- これまでの出先機関改革は、事務・権限の仕分け作業に時間を費やしてきたことで停滞。

2 ブロック単位の出先機関の移譲を受けるための新たな組織（広域行政機構（仮称））を設置する制度を創設する。

- 現在、有機的な組織として機能している出先機関の事務・権限・組織・財源の「丸ごと」移譲を受けるためには、新たな地方公共団体の制度が必要。
- 国との関係については、大規模災害時に国と地方が連携して迅速に対応するための仕組みを確保するなど、住民サービスの水準を確保することを前提として、検討することが必要。

3 広域行政機構（仮称）には、地域住民の意思を反映するための仕組み（ガバナンス）を確保する。

- 普通地方公共団体と同等のガバナンスの仕組みを確保する。
 - ・二元代表制の仕組み
議会代表者会議（議事機関）、知事連合会議（合議制の執行機関）
 - ・包括的な外部監査制度
 - ・直接請求制度、住民監査・住民訴訟制度

4 国による財源措置は、具体的な手続きを法律で規定する。

- 他の地域の出先機関と比べて財政上の不利が生じないよう法律で担保。
- 国の財源措置の算定に用いる必要な資料の内閣総理大臣への提出、国の財源措置に不服がある場合の内閣総理大臣への意見書の提出等について法律で規定。